

議案第160号

大阪市民間駐車場建設資金融資基金条例を廃止する条例案

大阪市民間駐車場建設資金融資基金条例（平成3年大阪市条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

民間駐車場建設資金融資基金を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市民間駐車場建設資金融資基金条例

(設 置)

第1条 一般公共の用又は賃貸共同住宅の入居者の用に供される民間駐車場の建設に必要な資金を融通することを目的として、大阪市民間駐車場建設資金融資基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、3,375,000,000円とする。

(運用方法)

第3条 基金に属する資金は、金融機関に融資準備資金として預託する。

(施行の細目)

第4条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。